

平成 28 年 / 月 5 日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中 暄二 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した平成 26 年度分等の経費の請求及び要望について」に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 27 年 10 月 19 日久宮衛庶第 2307 号にていただきました「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した平成 26 年度分の経費等の請求及び要望について」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

平成 23 年度から平成 25 年度分としてご請求いただきました放射性物質検査費用の未払い分につきましては、政府指示等により負担を余儀なくされた検査費用であることが確認できませんでしたのでお支払いの対象外とさせていただきます。

人件費につきましては、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより追加的な負担が発生し、その事実(業務の実施、損害の発生)とその関係(業務の実施により損害が発生したこと)を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

したがって、人件費の未払い分につきましても追加的な職員対応費の支出が確認できないため賠償対象外とさせていただきます。

なお、今回ご請求いただきました平成 26 年度分につきましては、平成 27 年 4 月に埼玉県さまを通じて「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」にてお知らせいたしましたとおり対応させていただきます。

また、経費以外の貴組合、域内住民・事業者さまに関するご要望につきましては、平成 24 年 9 月 3 日にご回答させていただきましたとおり、人的・物的な支援はご容赦のほどお願いいたします。

福島第一原子力発電所事故の現状に関する情報公開につきましては、記者会見、プレス発表、現場公開等、様々な機会を通じてご説明させていただきます。また、トラブル発生時には、メールの配信や臨時会見等を通じて正確・迅速な情報公開に努めております。

今後も、より現場に近い情報を、現場を理解する責任者から直接発信する機会を増やすとともに、ホームページやソーシャルネットワークサービスを活用し、現場作業等の解説動画を積極的に作成していくなど、よりわかりやすい情報発信に努めてまいります。

以 上

